

令和5年第3回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和5年9月5日(火)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 (開 議)	9月5日 午前9時00分宣告(第1日)			
応 招 議 員	1番	多 田 陽 子	2番	山 岸 美 登 利
	3番	志 治 市 義	4番	石 原 裕 介
	5番	飯 田 雅 広	6番	板 倉 浩 幸
	7番	三 浦 知 将	8番	吉 田 正 昭
	9番	加 藤 裕 子	10番	富 田 さ と み
	11番	伊 藤 俊 一	12番	水 野 智 見
	13番	安 藤 洋 一	14番	佐 藤 茂
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職氏名	常特別勤職	町長	横江 淳一	副町長	加藤 正人
	政推進策室	室長	小島 昌己		
	総務部	部長	鈴木 敬	次長兼 税務課長	鈴木 孝治
		総務課長	藤下 真人		
	民生部	部長	不破 生美	保険医療 課長	後藤 雅幸
		介護支援 課長	松井智恵子	子ども 課長	飯田 陽亮
	産業建設部	部長	肥尾建一郎	土木農政 課長	東方 俊樹
	会計管理室	会計管理 者兼会計 管理室長	森 実央		
	上下水道部	部長	伊藤 和光	水道課長	寺本 章人
		下水道 課長	北條 寿文		
	消防本部	消防長	高塚 克己	予防課長	山田 悌司
		総務課長	三谷 克利		
	教育委員会 事務局	教育長	服部 英生	次長兼 教育課長	舘林 久美
委員長及び 委員	監査委員	西尾 重義			
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議事 務会局	局長	萩野 み代	書記	荒木 慎介
議事日程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				
会議録 署名議員	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 (会議規則第127条)				
	2番	山岸美登利	6番	板倉	浩幸

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議席の変更
- 日程第3 会議録署名議員の指名
- 日程第4 会期の決定
- 日程第5 蟹江町議会議員派遣について（報告）
- 日程第6 同意第14号 蟹江町教育委員会委員の任命について
- 日程第7 同意第15号 蟹江町固定資産評価員の選任について
- 日程第8 議案第31号 表彰について
- 日程第9 報告第1号 損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分の報告について
- 日程第10 議案第32号 蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第11 議案第33号 蟹江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第12 議案第34号 蟹江町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第13 議案第35号 蟹江町火災予防条例の一部改正について
- 日程第14 議案第36号 小型動力ポンプ付積載車購入契約の締結について
- 日程第15 議案第37号 町道路線の一部廃止について
- 日程第16 議案第38号 令和5年度蟹江町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第39号 令和5年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第40号 令和5年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第41号 令和5年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第42号 令和5年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第43号 令和5年度蟹江町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第22 認定第1号 令和4年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第23 認定第2号 令和4年度蟹江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第24 認定第3号 令和4年度蟹江町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第25 認定第4号 令和4年度蟹江町介護保険管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第26 認定第5号 令和4年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第27 認定第6号 令和4年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算
認定について
- 日程第28 認定第7号 令和4年度蟹江町水道事業会計の利益処分及び決算認定について
- 日程第29 認定第8号 令和4年度蟹江町下水道事業会計の利益処分及び決算認定につい
て
- 追加日程第30 同意第14号 蟹江町教育委員会委員の任命について
- 追加日程第31 同意第15号 蟹江町固定資産評価員の選任について
- 追加日程第32 議案第36号 小型動力ポンプ付積載車購入契約の締結について

○議長 水野智見君

皆さん、おはようございます。

令和5年第3回蟹江町議会定例会を開催しましたところ、定刻までにご参集いただきましたこと、誠にありがとうございます。

議員のタブレット及び理事者の皆さんに議会運営委員会報告書が配付されています。

議員の皆さんにお願いがあります。本日、申請に基づき、出席議員へタブレットの持ち込みを許可しています。利用される議員の皆さんは、傍聴者の方々に誤解を与えない利用形態で使用していただきますようお願いいたします。

傍聴される皆さんにもお願いいたします。議事を円滑に進行させるため、通信機器をお持ちの方は電源をお切りいただくか、設定をマナーモードにさせていただきますようご協力をお願いします。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、これより令和5年第3回蟹江町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

参与者には、町長、副町長、教育長、監査委員、部長、次長、関係課長の出席を求め、書記には荒木慎介君を指名します。

ここで、去る8月25日に開催されました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。

議会運営委員長、安藤洋一君、ご登壇ください。

(13番議員登壇)

○議会運営委員長 安藤洋一君

皆さん、改めましておはようございます。議会運営委員長の安藤洋一でございます。

それでは、去る令和5年8月25日金曜日に開催されました令和5年第3回9月定例会の第1回議会運営委員会の報告をいたします。

報告書の読み上げをもって報告とさせていただきます。

1、会期の決定について。

令和5年9月5日火曜日から9月25日月曜日までの21日間。

2、議事日程について。

これ、月日、時間、議事日程、備考の順に読み上げてまいります。

9月5日火曜日午前9時、議案の上程、付託、精読、そして人事、先議案件の審議、採決を行います。その後、全員協議会、議員総会を行います。審議、採決を行いますのは同意第14号、同じく第15号、議案第36号。

6日水曜日午前9時から、5日に終了または開催できなかった場合の予備日でございます。

8日金曜日午前9時から総務民生常任委員会、付託事件審査、所管事務調査、議案第31号

から第34号まで。その後、議会報告会の打ち合わせとなっています。

同日午後1時30分、防災建設常任委員会、付託事件審査、所管事務調査、議案第35号と第37号。その後、議会報告会の打ち合わせとなっています。

13日水曜日午前9時から一般質問。終了後、議会広報編集委員会、11月1日発行号の割り付け等。その後、議会運営委員会、意見書等の取りまとめ。

14日木曜日午前9時から、13日に終了または開催できなかった場合の予備日となっています。

20日水曜日午前9時から決算審査。

21日木曜日午前9時から、20日に終了できなかった場合の予備日となっています。

25日月曜日午前9時から委員長報告、議案審議、採決、そして閉会。終了後、議員総会を行う予定です。

3、人事案件について。

(1) 同意第14号「蟹江町教育委員会委員の任命について」。

(2) 同意第15号「蟹江町固定資産評価員の選任について」。

以上2案件は、初日に追加日程により審議、採決をいたします。

4、先議案件について。

議案第36号「小型動力ポンプ付積載車購入契約の締結について」は、議案上程後に暫時休憩とし、直ちに全員協議会を開催し、内容についての説明を受けます。その後、本会議を再開し、初日に追加日程により審議、採決をいたします。

5、総務民生常任委員会、所管事務調査について。

9月8日金曜日、付託事件審査終了後、議会報告会における報告内容についての打ち合わせを行います。

6、防災建設常任委員会、所管事務調査について。

9月8日金曜日、付託事件審査終了後、議会報告会における報告内容についての打ち合わせを行います。

7、一般質問について。

通告書様式により質問の要旨を項目別に具体的かつ明確に記載をし、初日の前日正午までに議長へ通告をしてください。質問数は2問までといたします。答弁を求める者についても通告書に記載をお願いいたします。

質問の際の議員提出参考資料については、質問1日目の前々日の正午までに議会事務局に電子データを提出してください。質問当日にモニター等を使用する議員は、あらかじめ分かっている場合は通告書にその旨を記載してください。

8、決算審査について。

審査の方法は、先例により行います。

- (1) 一般会計の歳入歳出に対する総括及び歳入の質疑は、1人3回までとします。
- (2) 歳出の質疑は、款ごとに1人3回までとします。
- (3) 特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計の質疑は、会計ごとに1人3回までとします。

9、会派変更届の届け出について。

令和5年8月23日付で新生クラブに加藤裕子議員が加わる会派変更届の提出があり、初日に議長から諸般の報告を行います。

10、議席の変更について。

これは資料1が添付されておりますので、それをご覧いただきながらお聞き願います。

加藤裕子議員が新生クラブに加わることにより、加藤裕子議員が2番から9番へ、山岸美登利議員が5番から2番へ、飯田雅広議員が6番から5番へ、板倉浩幸議員が7番から6番へ、三浦知将議員が8番から7番へ、吉田正昭議員が9番から8番へというように、初日に議席を変更します。直ちに暫時休憩とし、席を移動後、休憩を解いていただきます。

11、意見書等について。

6月定例会以後に提出された(1)から(10)の意見書の取り扱いについては、一般質問終了後、議会運営委員会を開催し協議を行います。

- (1) 最低賃金の大幅引上げと全国一律化、中小企業支援の拡充と公正取引を求める意見書。
- (2) 公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保する公契約法の制定を求める意見書。
- (3) 住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書。
- (4) 地方財政の拡充を求める意見書。
- (5) 保育所職員の人材定着・確保のため保育士配置基準と公定価格を抜本的に改善し、離職しない保育職場の実現を求める意見書。
- (6) 介護・障害福祉職場の1人夜勤をなくし、複数配置をあたりまえにすることを求める意見書。
- (7) 「1年単位の変形労働時間制」導入のための条例制定ではなく、教職員の長時間過密労働解消のための施策を求める意見書。
- (8) 義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書。
- (9) 国の私学助成の拡充に関する意見書。
- (10) 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書。

12、その他。

- (1) 議員総会について。

ア、定例会初日の全員協議会終了後に開催し、議会報告会のチラシ、役割分担、リハーサルの日程等を協議します。また、8月16日水曜日に開催された議会ICT推進部会の報告を

行います。

なお、議員総会終了後、産業文化会館4階大会議室に行き、議会報告会会場設営の下見をいたします。

イ、定例会最終日閉会後に開催し、議会報告会について協議を行います。

(2) 海部郡町村議会議員研修会及び懇談会について。

12月22日金曜日に開催予定となっております。時間、場所等の詳細は未定となっております。

(3) その他。

6月議会最終日の委員長報告に対する質疑からのくだりの議事進行について協議をいたしました。委員長報告に対する質疑は、委員会における審査の経過と結果に対する質疑であり、答弁は委員長が行うものであって、理事者側に対して質疑をすることはできないことを再確認いたしました。ついては、議長から6月議会での議事進行を先例として取り扱わないことを求められております。

報告は以上であります。

(13番議員降壇)

○議長 水野智見君

どうもありがとうございました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長 水野智見君

日程第1 「諸般の報告」を行います。

議会運営委員長の協議結果の報告にありましてとおり、8月23日付で加藤裕子さんが新生クラブに加わる会派の変更届が提出され、その届け出については私、議長が受理いたしましたことをご報告します。

○議長 水野智見君

日程第2 「議席の変更」を行います。

先にご報告いたしました会派の変更により、次のとおり議席を変更いたします。

加藤裕子さん、2番から9番へ、山岸美登利さん、5番から2番へ、飯田雅広君、6番から5番へ、板倉浩幸君、7番から6番へ、三浦知将君、8番から7番へ、吉田正昭君、9番から8番へ、以上のとおりといたします。

席の移動が必要な議員の皆さんには、ただいまから移動をお願いします。

席の移動のため、暫時休憩とします。

(午前9時15分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前9時16分)

○議長 水野智見君

日程第3 「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番山岸美登利さん、6番板倉浩幸君を指名いたします。

○議長 水野智見君

日程第4 「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月25日までの21日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって会期は21日間と決定しました。

○議長 水野智見君

日程第5 「蟹江町議会議員派遣について(報告)」を議題とします。

配付文書のとおり、会議規則第128条1項ただし書きの規定により、閉会中、議長において決定した議員派遣については、これをもって報告に代えさせていただきます。

○議長 水野智見君

日程第6 同意第14号「蟹江町教育委員会委員の任命について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○教育部次長兼教育課長 館林久美君

それでは、おはようございます。よろしく願いいたします。

同意第14号「蟹江町教育委員会委員の任命について」。

蟹江町教育委員会委員を次のとおり任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年9月5日提出、蟹江町長、横江淳一。

住所、蟹江町本町八丁目69番地。氏名、高阪美帆。生年月日、昭和48年7月29日。

提案理由です。

この案を提出するのは、山田かよ子委員の任期が令和5年9月30日をもって満了となり、後任の委員を任命する必要があるからである。

2ページ目をお願いいたします。

蟹江町教育委員会委員任命予定者の略歴でございます。

氏名、高阪美帆。生年月日、昭和48年7月29日、50歳。住所、蟹江町本町八丁目69番地。職業、NPO法人代表理事。公職歴、都市計画審議会委員。賞罰、なし。

3ページをお願いいたします。

参考といたしまして、任期の一覧を付けさせていただきます。一番上段が新しい今回の委員の任期表となります。

以上のとおりご提案させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○町長 横江淳一君

私のほうからもご推薦を申し上げたいというふうに思います。

高阪さんにおかれましては、人柄は明朗快活、何事に対しても前向きに取り組まれる方であり、教育、特に子育てに関して深い関心をお持ちの方であります。

先ほどご案内があったとおり、現在は平成27年に設立をされましたNPO法人にここまママネットワークの代表理事として活躍をしてみえる方であります。また、ご自身も学齢期のお子様をお持ちでありまして、保護者の立場の意見を教育行政にしっかりと反映していただきたいというふうに思っております。さらに、地域の方からは信望がとても厚く、新たな教育委員として適任だと感じてございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

○6番 板倉浩幸君

6番 板倉です。

高阪さん、皆さんご存じのとおり、今町長言われたように、ここまママの代表理事ということで、今回高阪さんに至った経過と、あとNPO法人の代表理事で、そのまま継続してできるものなのか、教育委員会を。その辺を2点お願いいたします。

○教育部次長兼教育課長 館林久美君

それでは、経緯について少し説明させていただきます。

まず、今回ご退任されます山田かよ子委員につきましては、蟹江小学校区の委員さんでございます。教育委員の方は教育長を含めて5名選任させていただいているんですけども、それぞれ各小学校区に1名ずつということとさせていただきます。そして、女性の委員であるところというところをちょっと考えさせていただきました。今回、高阪さんが蟹江小学校区であり女性である、なおのこと、推薦文にもございましたけれども、学齢期のお子様をお持ちの保護者枠というところで選任をさせていただいた経緯でございます。

そして、NPOの法人さんの代表でも大丈夫なのかというご質問でございますけれども、こちらのほうも、県のほうにちょっと確認をさせていただきましたら、何ら支障はないというところで今回選任させていただきましたところでございます。

以上です。

○議長 水野智見君

他に質疑はありませんか。

(発言する声なし)

他に質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております同意第14号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって同意第14号は精読とされました。

○議長 水野智見君

日程第7 同意第15号「蟹江町固定資産評価員の選任について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 鈴木 敬君

それでは、ご提案申し上げます。

同意第15号「蟹江町固定資産評価員の選任について」。

蟹江町固定資産評価員を次のとおり選任したいから、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年9月5日提出、蟹江町長、横江淳一。

住所、愛知県海部郡蟹江町富吉一丁目521番地。氏名、江上文啓。生年月日、昭和33年3月30日。

提案理由です。

この案を提出するのは、石原敏男固定資産評価員から令和5年12月31日をもって辞任したい旨の申し出があり、後任の固定資産評価員を選任する必要があるからである。

2ページをお願いします。

固定資産評価員選任予定者の略歴等です。

氏名、江上文啓。生年月日、昭和33年3月30日、65歳。住所、愛知県海部郡蟹江町富吉一丁目521番地。職業、農業。公職歴、蟹江町役場におきまして、主に総務部、民生部で勤務され、平成22年4月から総務部総務課長を、平成27年4月からは総務部長を務められました。その他の経歴としまして、公益社団法人蟹江町シルバー人材センター事務局長、平成30年4月から令和5年3月まで務められました。賞罰、なし。

3ページをお願いします。

ご参考としまして、蟹江町固定資産評価員の任期経過表でございます。

一番下の欄、江上文啓さんの欄です。任期は令和6年1月1日からとなります。

以上のおりご提案いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○町長 横江淳一君

私からも推薦を申し上げたいと思います。

ご案内のとおり、江上文啓氏は蟹江町職員として長年勤務をされております。先ほどありましたように、在職中は通算14年間にわたって税務課の職員として勤務をいただいております。

いう、そういう経緯もございます。かつ3年間総務部長を務められて、固定資産評価員には精通をされているというふうに考えてございます。人格、見識大変高く、人望も厚いことから、適任者であるというふうに考えてございますので、ご同意のほどよろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

ただいま議題となっております同意第15号は精読にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって同意第15号は精読とされました。

○議長 水野智見君

日程第8 議案第31号「表彰について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 鈴木 敬君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第31号「表彰について」。

蟹江町表彰条例等の規定により、次の者を表彰するものとする。

令和5年9月5日提出、蟹江町長、横江淳一。

敬称は省略させていただき、お名前と事績のみを読み上げさせていただきます。在職年数とその他につきましては後ほどお目通しをお願いします。

まず初めに、町功労表彰。蟹江町表彰条例第4条第1号関係です。

番号1、氏名、保木㊦ゑ子、事績、環境美化指導員。

次に、一般表彰。蟹江町表彰条例第4条第2号の関係です。

(1) 非常勤特別職等多年在職、蟹江町表彰条例第2条第1号適用です。

番号2、氏名、伊藤賢治、事績、農業委員会委員。番号3、氏名、石原博義、事績、嘱託員。番号4、氏名、嶋崎博、事績、学校嘱託歯科医。番号5、氏名、山田久子、事績、社会教育委員、都市計画審議会委員、行政改革推進委員会委員、ラブホテル建築等審査会委員。

番号6、氏名、小堀英和、事績、文化財保護審議会委員。以上5名です。

(2) 勤続25年以上、蟹江町表彰条例第2条第2号適用です。

事績につきましてはいずれも蟹江町職員となります。氏名のみ読み上げさせていただきます。

番号7、東方俊樹。番号8、福谷光芳。番号9、大谷里子。番号10、松尾恵美子。番号11、

小澤有加。以上5名です。

(3) 体育振興、蟹江町表彰条例第2条第3号適用です。

番号12、氏名、山田美和、事績、地区スポーツ協力員となります。

(4) 寄付になります。蟹江町表彰条例第2条第13号適用です。

番号13、明治安田生命保険相互会社名古屋西支社、事績、金55万1,000円を寄付。こちらは明治安田生命の事業であります地方の元気プロジェクトの一環としまして、地域住民の健康づくりや暮らしの充実に向けた自治体との協働取り組みの一環としまして寄付されたものでございます。

番号14、氏名、タカイエンタープライズ株式会社、事績、フライドチキンを寄付、金86万8,000円相当。こちらにつきましては、コロナ禍で子どもたちが給食でも黙食をされていて元気がないというところで、給食で元気をつけてもらいたいという趣旨で寄付されたものでございます。町立小中学校7校に合計3,100個のフライドチキンを無償提供していただいております。

以上14件が今回の推薦の内容となります。

提案理由です。

この案を提出するのは、蟹江町表彰式における被表彰者の選考にあたり、蟹江町表彰条例第9条の規定に基づき、議会の議決を得る必要があるからである。

以上のとおりご提案いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第31号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって議案第31号は総務民生常任委員会に付託することに決定しました。

○議長 水野智見君

日程第9 報告第1号「損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分の報告について」を議題とします。

報告を求めます。

○総務部長 鈴木 敬君

それでは、ご報告申し上げます。

報告第1号「損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分の報告について」。

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定及び和解について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年9月5日提出、蟹江町長、横江淳一。

次ページをお願いします。

別紙としまして、専決内容が3件示されております。

1件目、専決年月日、令和5年6月22日。発生日、令和5年5月18日。発生場所、名古屋市港区畑中二丁目地内。

概要。職員が公用車で出張中に、対向車とすれ違うため左側へ車両を寄せた際、相手方が管理する道路反射鏡の鏡面部分に車両左側面を接触させ、相手方に物的損害を与えたもの。

相手方、名古屋市。所属、給食センター。損害賠償の額、12万5,400円。

2件目です。専決年月日、令和5年6月30日。発生日、令和5年4月21日。発生場所、蟹江町本町一丁目地内。

概要。相手方車両が道路側溝の上を通過した際、側溝蓋が浮いて左後輪に接触し、相手方に物的損害を与えたもの。

相手方、愛知県稲沢市所在法人1社。所属、土木農政課。損害賠償の額、13万361円。

3件目です。専決年月日、令和5年8月22日。発生日、令和5年7月22日。発生場所、蟹江町大字西之森字長瀬下地内。

概要。職員が公用車で出張中に、右折するため交差点で待機していたところ、歩行者が横断歩道を通過しようとしたため、歩行者の妨げにならないよう後進した際、後方に停車中の相手方車両に接触させ、物的損害を与えたもの。

相手方、愛知県名古屋市在住者1名。所属、土木農政課。損害賠償の額、24万306円。

これらの案件につきましては、町長の専決事項指定により、あらかじめ定められた50万円以下の損害賠償に関することとしまして、専決処分をさせていただいたものでございます。

以上のとおりご報告しますので、ご審査のほどよろしく願いいたします。

○議長 水野智見君

報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

○6番 板倉浩幸君

6番 板倉です。

今報告あったとおり、ちょっと確認が、1番の所属が給食センターになっていて、発生場所、港区になっているんですけども、この辺。あとの2点については土木農政課で蟹江町内ということで、どこへ行く途中だったのか。公用車ということですので公務ということは分かるんですけども、その辺のお願いをしたいと思います。

○教育部次長兼教育課長 館林久美君

それでは、担当部署であります私のほうから説明をさせていただきます。

今回事故現場につきまして名古屋市となっているんですけれども、こちらは給食の配送業務の中で起きた事故となります。給食センターから蟹江中学校へ向かう際に、舟入のちょっと細い道を入っていきまして、そこが舟入と名古屋市との境のところございまして、そこから起きた事案でございます。

○議長 水野智見君

他にありませんか。

(発言する声なし)

他に質疑がないようですので、報告第1号「損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分の報告について」を終わります。

○議長 水野智見君

日程第10 議案第32号「蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 不破生美君

改めましておはようございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、ご提案申し上げます。

議案第32号「蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」。

蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和5年9月5日提出、蟹江町長、横江淳一。

蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年蟹江町条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、一部改正要点にてご説明申し上げます。

提案理由でございます。

この案を提出するのは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正等に伴い必要があるからである。

2ページから6ページは新旧対照表でございます。後ほどお目通しをお願いいたします。

それでは、7ページをお願いいたします。

7ページ、蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正要点でございます。

第15条（特定教育・保育の取扱方針）。

第1項第3号。「第25条」を「第25条第1項」に変更。第4号、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に変更。

第35条（特別利用保育の基準）。

第3項。「同号又は同項第2号」を「同条第1号又は第2号」に変更。

第37条（正当な理由のない提供拒否の禁止等）。

第1項。「同省令」を「同令」に変更。

第44条（特定地域型保育の取扱方針）。

「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に変更。

第51条（特別利用地域型保育の基準）。

第3項。「同号又は同条第3号」を「同条第1号又は第3号」に変更。

第53条（電磁的記録等）。

第6項。「第5項」を「前項」に変更。

附則、公布日を施行日といたしました。

以上のとおりです。ご審議のほどよろしく願います。

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

○6番 板倉浩幸君

6番 板倉です。

この議案の第32号も第33号もそうなんですけれども、簡単に言うと、管轄が変わってこども家庭庁になって、厚生労働大臣から内閣総理大臣になるということで、確か3月議会でも同じようなものがあつたと思うんですけれども、それで、基本的に何が変わる。あと総務のほうに付託されると思うんですけれども、まずそれだけちょっと確認させてください。

○子ども課長 飯田陽亮君

先ほどの板倉議員のご質疑にお答えさせていただきます。

ご存じのとおり、今年の4月にこども家庭庁が発足しまして、今まで厚生労働省が所管していた事務がこども家庭庁に移管しております。

その厚生労働大臣がこれまで持っていた権限が、こども家庭庁が内閣府の外局扱い、そのほかには外局としましては消費者庁とか金融庁等があるんですけれども、そちらに移管された関係で、厚生労働大臣から内閣総理大臣に移管されたということで今回の改正をしております。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

管轄が庁から外れてなって、聞いたかったのは、それだけであと何も変わっていないのか

など。文言の整理、ほかの第何条を改めるとかあるんだけど、それが聞きたかったんですけれども、お願いします。

○子ども課長 飯田陽亮君

その他の事業の内容等については大きく変わっておりません。今回は文言等の整理だけになっております。

以上でございます。

○議長 水野智見君

他に質疑はありますか。

(発言する声なし)

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第32号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって議案第32号は総務民生常任委員会に付託することに決定しました。

○議長 水野智見君

日程第11 議案第33号「蟹江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 不破生美君

それでは、引き続きご提案申し上げます。

議案第33号「蟹江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」。

蟹江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和5年9月5日提出、蟹江町長、横江淳一。

蟹江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

蟹江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年蟹江町条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、一部改正要点にてご説明申し上げます。

提案理由でございます。

この案を提出するのは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い必要があるからでございます。

2ページは新旧対照表でございます。後ほどお目通しをお願いいたします。

3ページをお願いいたします。

こちら先ほどと同じでございますけれども、こども家庭庁のほうで創設されたことに伴うものでございます。

それでは、3ページ、蟹江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正要点でございます。

第7条の3（自動車を運行する場合の所在の確認）。

第2項。「居宅訪問型保育事業所」を「居宅訪問型保育事業者」に変更。こちらは語句の整理になります。

第25条（保育の内容）。

「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に変更。

附則、公布日を施行日といたしました。

以上とおりでございますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（発言する声なし）

質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第33号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって議案第33号は総務民生常任委員会に付託することに決定しました。

○議長 水野智見君

日程第12 議案第34号「蟹江町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 不破生美君

引き続きよろしくをお願いいたします。

ご提案申し上げます。

議案第34号「蟹江町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」。

蟹江町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和5年9月5日提出、蟹江町長、横江淳一。

蟹江町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

蟹江町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年蟹江町条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、一部改正要点にてご説明申し上げます。

提案理由でございます。

この案を提出するのは、放課後児童支援員とみなす認定資格研修修了予定者に係る経過措置を延長する必要があるからでございます。

2ページは新旧対照表でございます。後ほどお目通しをお願いいたします。

それでは、3ページをお願いいたします。

3ページでございます。蟹江町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正要点でございます。

附則第2条（職員に関する経過措置）。

「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に変更。

附則、公布日を施行日といたしました。

以上のとおりですので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（発言する声なし）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第34号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって議案第34号は総務民生常任委員会に付託することに決定しました。

○議長 水野智見君

日程第13 議案第35号「蟹江町火災予防条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○消防長 高塚克己君

おはようございます。よろしくお願いいたします。

ご提案申し上げます。

議案第35号「蟹江町火災予防条例の一部改正について」。

蟹江町火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和5年9月5日提出、蟹江町長、横江淳一。

蟹江町火災予防条例の一部を改正する条例。

蟹江町火災予防条例（昭和38年蟹江町条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、一部改正要点でご説明申し上げます。

4ページをお願いします。

提案理由でございます。

この案を提出するのは、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令等の一部改正に伴い必要があるからであります。

5ページから9ページの新旧対照表は、後ほどお目通しをお願いします。

10ページをお願いします。

蟹江町火災予防条例の一部改正要点でございます。

第11条（変電設備）。

第1項第3号の2。第13条第4項において規定を準用するため、語句の整理をすることとした。

第11条の2（急速充電設備）。

第1項第4号。第13条第4項において規定を準用するため、語句の整理をすることとした。

第13条（蓄電池設備）。

第1項。蓄電池設備の基準値の単位を、蓄電池容量（キロワット時）を用いて区分することとし、蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって出火防止措置が講じられたものにあつては規制の対象から除くこととし、転倒等防止措置について所要の見直しをすることとした。

第3項。屋外に設ける蓄電池設備については、原則として建築物から3メートル以上の離隔距離を設けることとし、延焼防止措置を講じる等、一定の要件を満たせば離隔距離を不要とすることとした。

第4項。屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、火を使用する設備等の規定を準用するため、見直しをすることとした。

第44条（火を使用する設備等の設置の届出）。

第13号。

11ページをお願いします。

蓄電池設備の届出対象については、蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除くこととした。

別表第3。固体燃料を用いた厨房設備の離隔距離を加えることとした。

附則としまして、第1項（施行期日）。

令和6年1月1日を施行日とした。

第2項（経過措置）。

この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の蟹江町火災予防条例（以下「新条例」という。）第13条第1項に規定する蓄電池設備（附則第4項に掲げるものを除く。）（以下この項において「燃料電池発電設備等」という。）又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第11条第1項第3号の2（新条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第3項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、同号の規定にかかわらず、なお従前の例によることとした。

第3項。

この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備（次項に掲げるものを除く。）のうち、同条第1項の規定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例によることとした。

第4項。

新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しないこととした。

以上のとおり提案させていただきます。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（発言する声なし）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第35号は、会議規則第39条第1項の規定により、防災建設常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって議案第35号は防災建設常任委員会に付託することに決定しました。

○議長 水野智見君

ここで、総務部次長兼税務課長、消防本部予防課長、子ども課長の退席と、土木農政課長、消防本部総務課長の入場を許可します。

暫時休憩します。

(午前9時56分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前9時57分)

○議長 水野智見君

日程第14 議案第36号「小型動力ポンプ付積載車購入契約の締結について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○消防長 高塚克己君

ご提案申し上げます。

議案第36号「小型動力ポンプ付積載車購入契約の締結について」。

令和5年7月7日指名競争入札に付した小型動力ポンプ付積載車購入について、下記のとおり購入契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

令和5年9月5日提出、蟹江町長、横江淳一。

記。

- 1、契約の目的、小型動力ポンプ付積載車購入。
- 2、契約の方法、指名競争入札による契約。
- 3、契約金額、金1,092万4,100円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額、金99万3,100円）。
- 4、契約の相手方、愛知県名古屋市中区金山二丁目1番5号、平和機械株式会社、代表取締役、小野寛利。
- 5、支出科目、令和5年度一般会計、8款消防費、1項消防費、3目消防施設費、63-01-04-01事業、消防施設整備事業、17節備品購入費。

2ページをお願いします。

指名業者選定調書でございます。

指名業者につきましては、1から7までの平和機械株式会社はじめ7社でございます。

他の業者につきましては後ほどお目通しをお願いいたします。

3ページをお願いします。

業者選定基準でございます。

- 1、蟹江町建設工事入札取扱内規第2条の規定に基づき、指名業者数は、おおむね7社以上とする。
- 2、令和4・5年度蟹江町指名競争入札参加資格審査申請書が提出されている業者のうち、

希望種目の中分類「自動車・自転車」細分類「消防用車両」に登録されている業者は56社であります。

3、上記2の業者のうち「消防用車両」についての希望順位が2位以上の業者は41社であります。

4、上記3の業者のうち本仕様に対応し、納入可能である業者は7社です。

5、上記の理由により、本物件購入の指名業者として7社を選定いたしました。

4ページをお願いします。

入札執行調書でございます。

入札日時、令和5年7月7日金曜日午前9時10分でございます。

3段下、入札方法は指名競争入札でございます。

予定価格は税抜きで1,054万5,400円で、予定価格に対する消費税は105万4,540円でございます。

落札業者は平和機械株式会社でございます。

落札金額は税抜きで993万1,000円で、落札金額に対する消費税は99万3,100円でございます。第1回目の入札で落札となりました。落札率は予定価格の94.2%でございます。

この事業につきましては、令和5年度南海トラフ地震等対策事業費補助金、県の支出金145万6,000円の交付決定を令和5年6月16日にされておりますが、交付決定後60日以内に契約を行うこととされており、期限が過ぎているため、可及的速やかに契約する必要があるため、先議案件とさせていただきます。

以上で説明を終わります。ご審議よろしく願いいたします。

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、ここで暫時休憩とし、直ちに全員協議会を開催します。全員協議会は協議会室にて行います。

全員協議会開催の間、西尾代表監査委員は暫時待機をお願いします。

暫時休憩とします。

(午前10時20分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時35分)

○議長 水野智見君

議案第36号「小型動力ポンプ付積載車購入契約の締結について」の提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第36号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって議案第36号は精読とします。

○議長 水野智見君

日程第15 議案第37号「町道路線の一部廃止について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○産業建設部長 肥尾建一郎君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第37号「町道路線の一部廃止について」。

道路法第10条第1項の規定により、下記のとおり町道路線の一部を廃止するものとする。

令和5年9月5日提出、蟹江町長、横江淳一。

記といたしまして、整理番号5-1、路線名、本町21号線、一部廃止する部分としまして、起点、蟹江町今東郊通46番2地先から、終点、蟹江町大字今字大辻32番3地先の区間でございます。重要な経過地としまして、関西本線でございます。

提案の理由。この案を提出するのは、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を経る必要があるからでございます。

2ページをご覧ください。

町道路線の一部廃止略図でございます。

今回廃止する部分が赤い色の実線部分で、大辻跨線橋の箇所となっております。廃止する部分の延長が140.2メートル、幅員が2.5メートルでございます。廃止後の路線としましては、延長442.1メートル、幅員が4.5メートルから7メートルとなっております。

以上、ご提案させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

○6番 板倉浩幸君

6番 板倉です。

ちょっと確認なんだけれども、一部廃止の略図があって、今高架橋は取り壊しで多分なくすよと。一部道路のところもあるんだけれども、ここはどうなるの。道路というか。

○土木農政課長 東方俊樹君

では、土木農政課からお答えをさせていただきます。

こちら起点部分、道路部分にございます実線の部分ですが、こちらに関しましては、町道の本町12号線という路線も走っておりまして、現状で重複がされているところでございます。こちらも、重複している部分についても整備をかけるというところで整理をしているところ

でございます。

以上でございます。

○議長 水野智見君

他に質疑はありませんか。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第37号は、会議規則第39条第1項の規定により、防災建設常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって議案第37号は防災建設常任委員会に付託することに決定しました。

ここで、消防長、土木農政課長、消防本部総務課長の退席と、水道課長、下水道課長、保険医療課長、介護支援課長の入場を許可します。

教育部次長兼教育課長は席を移動してください。

暫時休憩します。

(午前10時38分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時42分)

○議長 水野智見君

日程第16 議案第38号「令和5年度蟹江町一般会計補正予算(第3号)」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

○総務部長 鈴木 敬君

では、ご提案申し上げます。

議案第38号「令和5年度蟹江町一般会計補正予算(第3号)」。

令和5年度蟹江町の一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,133万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ121億9,566万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

令和5年9月5日提出、蟹江町長、横江淳一。

4ページをお願いします。

第2表地方債補正です。

変更分としまして、起債の目的、舟入2号線道路整備事業の限度額、全額であります1,360万円を減額補正いたします。

続きまして、中瀬台団地側溝整備事業の限度額、全額であります、750万円減額補正いたします。

それから、公園施設長寿命化対策改修事業の限度額につきまして、1,480万円を減額補正するものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。

続きまして、8ページ、9ページをお願いします。

歳入予算です。

今回の第3号補正の主な内容としましては、歳入につきましては、令和4年度の一般会計の繰出金の精算に伴う特別会計からの繰入金でございます。

歳出につきましては、低所得世帯支援給付金につきまして、想定対象者が増加しましたことに伴う補助金の増額をはじめとする事業費を計上いたしました。

では、まず歳入のほうからになります。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、補正額32万8,000円。7節介護保険料低所得者保険料軽減負担金、説明02低所得者保険料軽減負担金（過年度分）でございます。32万8,000円でございます。低所得者保険料軽減負担金の令和4年分の精算による追加交付でございます。補助率としまして2分の1となっております。

続きまして、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、補正額750万円。1節社会福祉費補助金、説明09地方創生臨時交付金（低所得世帯支援給付金事業）でございます。こちらは、低所得世帯支援給付金事業に充当するための地方創生臨時交付金となっております。

それから、5目土木費国庫補助金、補正額1,640万円の減額でございます。3節社会資本整備総合交付金、説明11公園施設長寿命化対策支援事業補助金1,640万円の減額でございます。こちらは、内示額が当初予算額を下回ったための減額となっております。

続きまして、16款県支出金、1項県負担金、1目民生費負担金、補正額16万4,000円。7節介護保険料低所得者保険料軽減負担金、説明02低所得者保険料軽減負担金（過年度分）でございます。こちらは先ほどの国庫補助金と同様、県のほうになりますが、低所得者保険料軽減負担金の令和4年度分の精算による追加交付分でございます。補助率4分の1となっております。

4項県交付金、5目土木費交付金、補正額20万円。1節土木費交付金、説明01あいち森と

緑づくり都市緑化推進事業交付金20万円でございます。こちらは愛知県のあいち森と緑づくり都市緑化推進事業に基づきまして、町民ですとか事業者が行う緑化事業に対しまして補助を行うものでございます。補助率は2分の1となっております。

続きまして、19款繰入金、1項特別会計繰入金、1目国民健康保険事業特別会計繰入金、補正額1,425万円でございます。1節国民健康保険事業特別会計繰入金、説明01国民健康保険事業特別会計繰入金1,425万円でございます。

こちら、今から説明する4件につきましては、令和4年度の一般会計の繰出金の精算に伴うそれぞれの特別会計からの繰入金となります。

続きまして、2目介護保険管理特別会計繰入金、補正額3,163万3,000円。1節介護保険管理特別会計繰入金、説明01介護保険管理特別会計繰入金3,163万3,000円です。

続きまして、3目コミュニティ・プラント事業特別会計繰入金、補正額70万1,000円。1節コミュニティ・プラント事業特別会計繰入金、説明01コミュニティ・プラント事業特別会計繰入金70万1,000円でございます。

それから、4目後期高齢者医療保険事業特別会計繰入金、補正額1,642万2,000円、1節後期高齢者医療保険事業特別会計繰入金、説明01後期高齢者医療保険事業特別会計繰入金で1,642万2,000円でございます。

それから、20款1項1目繰越金、補正額244万1,000円。1節繰越金で説明01前年度繰越金でございます。こちらは歳入歳出差引不足額に充当するものでございます。244万1,000円となっております。

22款1項町債、3目土木債、補正額3,590万円の減額でございます。1節土木債、こちらにつきましては、令和4年度の一般会計の繰出金の精算に伴う特別会計の繰り入れによる歳入超過のため、起債額を抑制したことによる減額となります。説明01舟入2号線道路整備事業債1,360万円の減額、説明03中瀬台団地側溝整備事業債750万円の減額、説明09公園施設長寿命化対策改修事業債1,480万円の減額となっております。

以上が歳入予算となります。

続きまして、10ページ、11ページをお願いします。

歳出予算となります。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、補正額750万円。18節負担金、補助及び交付金、説明02補助金となります。低所得世帯支援給付金となります。想定対象者増加に伴う増額の750万円となっております。

それから、2目老人福祉費、補正額33万円。27節繰出金、説明01繰出金で、介護保険管理特別会計繰出金33万円です。こちらは令和6年4月の介護保険制度の介護報酬等の改正に伴いまして、介護保険指定機関等管理システム改修に伴う一般会計からの繰出金でございます。

続いて、7款土木費、2項道路橋梁費、2目道路新設改良費、補正額300万円。12節委託

料、説明01委託料で、東郊線踏切調査委託料でございます。こちらは東郊線踏切につきまして、住民を対象とした意向調査を実施する予定でございます。アンケート部数といたしましては1,500部を予定しておるところでございます。300万円でございます。

4項都市計画費、1目都市計画総務費、補正額20万円。18節負担金、補助及び交付金でございます。説明02補助金の都市緑化推進事業補助金20万円です。補助金の申込み件数が見込み件数を上回ったための増額の補正となっておりますところでございます。

それから、9款教育費、5項保健体育費、1目学校給食管理費、補正額268万3,000円。10節需用費の説明06修繕費、こちらは法定点検などの保守点検の結果に基づきまして、維持管理上必要な施設や備品などの緊急な修繕を実施するための補正でございます。268万3,000円でございます。

10款1項公債費、1目元金、補正額533万6,000円。22節償還金、利子及び割引料、説明01償還金、利子及び割引料としまして、財務省長期債元金が16万4,000円、市中銀行等長期債元金が435万3,000円、地方公共団体金融機構長期債元金81万9,000円でございます。

続きまして、2目利子、補正額229万円。22節償還金、利子及び割引料で説明01となります。財務省長期債利子201万6,000円、市中銀行等長期債利子36万3,000円、地方公共団体金融機構長期債利子8万9,000円の減額となっております。

こちらの元金と利子はいずれも利率の見直しや新規借り入れなどによる影響分となります。以上のおり提案させていただきますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

○6番 板倉浩幸君

6番 板倉です。

若干、まず歳入歳出、特に歳出の面で、低所得者支援給付金、これ地方創生臨時交付金を使って1人3万円だと思えますけれども、750万円の追加ということで、単純に割ると250人分なんですけれども、そこまで増加が、当初の見込みがちょっとまずかったのか、ちょっとその辺もうちょっと補足的にお願いしたいのと、あと、東郊線の踏切で今アンケート調査を委託するというのが部長のほうからあったんだけど、先行100世帯で、中身はどんな内容なの。東郊線についてちょっと中身がちょっと詳しく分かったらお願いしたいと思います。

あと、学校給食費の修繕費、今説明のとおり、法定点検分でどうしても必要だということなんだけれども、結構268万3,000円ということで、どのようなものを修繕していく予定なのかな、これからなのかな。お願いします。

○民生部長 不破生美君

それでは、まず給付金の関係でご質問いただきましたので、そちらの関係につきまして民

生部のほうからお答えさせていただきたいと思います。

すみません、当初6月補正で補正を組んでいただいたときには、3,200世帯ということで予算を組ませていただきました。こちらの3,200世帯というのは、昨年度の緊急支援のときの支給をさせていただいた対象の世帯数が3,000世帯を切っておりましたので、多く見積っても3,200世帯ぐらいだろうということで、まだ実は6月補正に上げるときには、今年度の課税、非課税がまだはっきりしない状態で、大体、昨年度3,000世帯を切っていたので3,200世帯ぐらいでいいかなということで組ませていただいたんですけども、実ははっきりと課税の状況が確認ができて、実際に対象者数を見込んだときに、実は3,442世帯が今回対象になるということが判明しましたので、実は250世帯分ほど給付金が予算ではちょっと足りないということになりまして、大変申し訳なかったんですけども、ちょっと当初の見込みではここまで世帯が増えるということが予想されておりましたので、今回不足する250世帯分ということで急きょ上げさせていただきました。

以上です。

○産業建設部長 肥尾建一郎君

東郊線踏切の調査業務について、私のほうからご説明をさせていただきます。

今回の業務内容については、まだ詳細のところまではしっかりとまだ詰めてはおりませんが、目的としましては、東郊線踏切の歩道部分の拡幅については、一踏切の廃止というのが条件でございます。その条件が、当初、平成27年3月に説明会を開催しておりまして、その当時にはやはり地元の合意形成もいただかず、不調に終わって断念しているような状況でございますが、現在、今においてどういう状況なのかということのを改めて調査を行いたいと思ひまして、蟹江川踏切、八ヶ島踏切、この2つの踏切が該当する踏切になろうかと思ひますが、今このご時世の中で、本当にこの踏切が廃止の可能性あるかどうかというのを改めて調査を行いたいというのを、今目的としております。

以上でございます。

○教育部次長兼教育課長 舘林久美君

それでは、私のほうから給食の緊急修繕についての内訳等お答えさせていただきたいと思ひます。

今回268万円ほど計上させていただいたんですけども、こちらは、先ほど説明があったように、予算編成時以降に行われました定期点検、そこでの不良となったものの修繕、あと、4月給食業務始まりまして、急に電気釜が壊れたりだとか、冷蔵庫、冷凍庫、食器洗浄機等が幾つか、本当にタイミング悪く壊れてしまいましたので、そちらの緊急的な対応の予算計上とさせていただきます。

以上です。

○6番 板倉浩幸君

先ほど民生部長のほうから、低所得者のもの、最終的に3,424世帯、ちょっと聞き漏らしただけですけども、世帯で250人分ぐらい足りないよということで、そうだよ、所得もまだ確定していない、6月で確定して増えました。あと、その中に、今回扶養の方でも対象になりますよね。その辺の見込みというのはもう既に入っているのか、ちょっと追加をお願いします。

それと、東郊線については、今、防災建設のほうでも調査研究しているところで、あくまでも、今、答弁によると、2つのどちらかの踏切を廃止する。そのことについてどうなんだというアンケートですか、中身。その方向性、それをお願いします。

給食の修繕については、その辺でもろもろ壊れてきて、最終的にということで、ちょっと金額がこんな金額だったからちょっとお聞きしました。

答弁あったらお願いします。

○民生部長 不破生美君

先ほどの給付金のほうのご回答をさせていただきます。

今年度につきましては、世帯非課税というところの条件だけで見ておりますので、扶養云々というところに関しましては、今回の補正をいただいた部分について、3,442世帯なんですけれども、そちらの中で全て見込ませていただいておりますので大丈夫でございます。

以上です。

○産業建設部長 肥尾建一郎君

では、アンケートの内容について、また改めてご説明をさせていただきます。

今現在、防災のほうでも検討していただいておりますとおり、踏切拡幅がありきで廃止をやっていくというのではなくて、もし踏切拡幅を望むのであれば、廃止という条件があるよということで、地元ではそれをご留意いただけるかということを探っていきたく思っています。

逆に、踏切廃止が望めなく、拡幅が断念するような話であれば、やはり今現在、都市計画決定されていますオーバーという事業を、そこを優先に進めるような形で方針を転換していく必要があるのかなと考えておりますので、その辺をしっかりと状況を見ながら調査するために今回調査を行うものでございますので、ご理解ください。

以上でございます。

○8番 吉田正昭君

先ほどの踏切の話の件なんですけれども、防災建設委員会で交通量の調査をお願いしたいということを申し入れたんですが、この補正予算というのは、多分補正になると思うんですけども、早くやってほしいということで、いつ頃上がるのかなということと、もう一つ、地方債の補正で舟入2号線道路整備事業と中瀬台団地側溝整備事業、そして公園施設長寿命化対策改修事業ということで、地方債、結局舟入と中瀬台はゼロということで、そして公園

のほうは2,210万円ですか、という数字になっていますが、これの事業の内容をちょっと説明していただきたいんですが、その辺お願いします。

○産業建設部長 肥尾建一郎君

では、1つ目の踏切の関連からご説明をさせていただきます。

防災建設常任委員会におきまして委員長からも、蟹江川踏切、八ヶ島踏切の今現在の交通量を調査すべきではないかということをご提案をいただいております。今回のこの委託の中で何とか調整を図りたいと思っておりますので、できる限り早い時期にここは調査を進めるつもりでございます。

次に、今回地方債の関係の事業についてご説明をさせていただきます。

舟入2号線の関係は、これは舟入斎苑の関連で、アクセス道路のほうの測量調査等を行う事業となっております。

あと、中瀬台事業につきましては、毎年の中瀬台団地の中の側溝等を計画的に整備をしております、その一環の整備の一つとなっております。

あと、公園の長寿命化対策につきましては、源氏泉緑地の矢板が今崩壊しているような状況でございます、それを今、計画的に修繕を図っております、これは国費を充当しながら今整備をしているということと、あとは、公園の施設の長寿命化を目的としたいろいろな遊具等もこれを使いながら整備を行っているところでございます。

以上でございます。

○8番 吉田正昭君

ありがとうございます。

本当にJRの踏切に関しては蟹江町の一つの大きな問題だと思っておりますので、何とか解決の糸口を見い出したいと思っております。

そして、先ほどの関係の3案件なんです、この事業も粛々と進んでいるとは思いますが、できるだけ早い時期に完結するようにお願いしていきたいと思っております。

以上です。

○議長 水野智見君

他に質疑はありませんか。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第38号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって議案第38号は精読とされました。

○議長 水野智見君

日程第17 議案第39号「令和5年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 不破生美君

よろしく申し上げます。

ご提案申し上げます。

議案第39号「令和5年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」。

令和5年度蟹江町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,425万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億1,425万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月5日提出、蟹江町長、横江淳一。

8ページ、9ページをお願いいたします。

歳入でございます。

7款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額1,425万円。

次ページ、9ページの説明をご覧ください。

01前年度繰越金1,425万円でございます。

10ページ、11ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額1,425万円。説明欄をご覧ください。001一般会計繰出金といたしまして1,425万円計上させていただきました。

以上のとおりご提案させていただきますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

（発言する声なし）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第39号は精読にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって議案第39号は精読とされました。

○議長 水野智見君

日程第18 議案第40号「令和5年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 不破生美君

引き続きよろしく願いいたします。

ご提案申し上げます。

議案第40号「令和5年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第1号）」。

令和5年度蟹江町の介護保険管理特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,905万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億3,257万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月5日提出、蟹江町長、横江淳一。

8ページ、9ページをお願いいたします。

歳入でございます。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、補正額283万2,000円。説明の01介護給付費交付金283万2,000円。

続きまして、7款繰入金、1項一般会計繰入金、5目その他一般会計繰入金、補正額33万円。説明の02事務費等繰入金33万円。

続きまして、8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額1億4,589万7,000円。説明の01前年度繰越金1億4,589万7,000円でございます。

続きまして、10ページ、11ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額33万円。説明欄をご覧ください。003介護システム改修業務委託料33万円でございます。こちらは令和6年度に予定されております介護報酬単価改正に伴う介護保険指定機関等管理システムの改修費の予算を計上させていただきました。

続きまして、2款保険給付費、1項保険給付費、1目保険給付費、こちらは財源更生の変更でございます。補正額はございません。

続きまして、4款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金、補正額9,288万8,000円。説明欄の001介護給付費準備基金積立金9,288万8,000円でございます。

続きまして、5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目償還金、補正額2,420万

8,000円。説明の002過年度返還金2,420万8,000円でございます。

同じく5款諸支出金、2項繰出金、1目一般会計繰出金、補正額3,163万3,000円。説明欄の001一般会計繰出金3,163万3,000円でございます。

なお、各種負担金等の精算につきましては、次ページに令和4年度介護保険管理特別会計負担金等精算の概要を添付いたしました、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上のとおりご提案させていただきますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

○6番 板倉浩幸君

6番 板倉です。

今回、毎回9月議会のときにさんざん言っている準備基金の積立額が繰り入れが行われるんですけれども、今回9,300万円弱の積立金で、令和4年度の決算でもちょっとどうなんだということなんですけれども、結局は令和5年度第8期が最終年度で、9期に向かってどうなんだということがあるんですけれども、もう既にこれだけを入れられるということで認識でいいんですか。

○民生部長 不破生美君

令和4年度につきましてはの精算につきましては、こちらの9,288万8,000円という形で積み立てをさせていただきます。

以上です。

○議長 水野智見君

他に質疑はありませんか。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第40号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって議案第40号は精読とされました。

○議長 水野智見君

日程第19 議案第41号「令和5年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計補正予算(第1号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○上下水道部長 伊藤和光君

ご提案申し上げます。

議案第41号「令和5年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計補正予算(第1

号) 」。

令和5年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ70万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,387万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月5日提出、蟹江町長、横江淳一。

8ページ、9ページをお願いいたします。

歳入でございます。

第4款繰越金、第1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金、補正額70万1,000円。説明といたしましては、前年度の繰越金でございます。

続きまして、10ページ、11ページをお願いいたします。

歳出でございます。

第1款総務費、第1項施設管理費、1目一般管理費、27節繰出金、補正額70万1,000円。説明といたしましては、一般会計への繰り出し金額でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第41号は精読にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって議案第41号は精読とされました。

○議長 水野智見君

日程第20 議案第42号「令和5年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第1号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 不破生美君

よろしくをお願いいたします。

ご提案申し上げます。

議案第42号「令和5年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第1号)」。

令和5年度蟹江町の後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,445万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億2,947万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月5日提出、蟹江町長、横江淳一。

8ページ、9ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、1目後期高齢者医療保険料、補正額3,518万4,000円。1節現年度分特別徴収保険料、説明欄01現年度分特別徴収保険料468万6,000円、同じく2節現年度分普通徴収保険料、説明01現年度分普通徴収保険料2,928万2,000円、同じく3節滞納繰越分普通徴収保険料、説明01滞納繰越分普通徴収保険料121万6,000円。

続きまして、6款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額2,498万4,000円。説明欄01前年度繰越金2,498万4,000円でございます。

続きまして、7款広域連合負担金精算金、1項広域連合負担金精算金、1目広域連合負担金精算金、補正額1,428万2,000円。説明欄01広域連合負担金精算金（療養給付費過年度精算分）1,417万1,000円、説明02広域連合負担金精算金（保険料負担金過年度精算分）11万1,000円でございます。

10ページ、11ページをお願いいたします。

続いて、歳出でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額5,802万8,000円。説明欄002保険料等負担金5,802万8,000円でございます。

続きまして、3款諸支出金、2項繰出金、1目一般会計繰出金、補正額1,642万2,000円。説明欄001一般会計繰出金1,642万2,000円でございます。こちらは令和4年度の療養給付費等の精算に伴い、精算額を一般会計へ繰り出すものでございます。

なお、次ページに令和4年度の後期高齢者医療保険事業特別会計負担金等精算の概要を添付してございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上のとおりご提案させていただきますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第42号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって議案第42号は精読とされました。

○議長 水野智見君

日程第21 議案第43号「令和5年度蟹江町水道事業会計補正予算(第1号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○上下水道部長 伊藤和光君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第43号「令和5年度蟹江町水道事業会計補正予算(第1号)」。

総則。

第1条、令和5年度蟹江町水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

債務負担行為の補正。

第2条、債務負担行為をすることができる限度額を、次のとおり補正する。

事項を上下水道料金システム機器等借上に変更。限度額を3,543万3,000円に変更。

令和5年9月5日提出、蟹江町長、横江淳一。

今回の変更といたしましては、入札等を経まして契約締結をした後の補正でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第43号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって議案第43号は精読とされました。

ここで、水道課長、下水道課長の退席と、消防長、会計管理者の入場を許可します。

教育部次長兼教育課長は席を移動してください。

暫時休憩とします。

(午前11時25分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時26分)

○議長 水野智見君

日程第22 認定第1号「令和4年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について」から日程第29 認定第8号「令和4年度蟹江町下水道事業会計の利益処分及び決算認定について」までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○会計管理者兼会計管理室長 森 実央君

ご提案申し上げる前に、1点ご確認をお願いいたします。

今朝皆様から決算書のほうをお預かりいたしまして、1点修正をさせていただきました。ページ数といたしましては342ページ、343ページでございます。一部数字に誤りがございましたので、そちら2ページのところで修正をさせていただきましたので、よろしく願いいたします。

それでは、それに基づきまして今から提案のほうをさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、ご提案申し上げます。

決算書、冊子の3ページをお願いいたします。

認定第1号「令和4年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について」。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度蟹江町一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和5年9月5日提出、蟹江町長、横江淳一。

こちらの決算内容の説明につきましては、別に配付させていただいておりますA4判の資料、令和4年度蟹江町歳入歳出決算説明を用いて説明に代えさせていただきたいと思っております。

それでは、こちらの蟹江町歳入歳出決算説明の1ページをお願いいたします。

説明に入ります前に、簡単に資料のご説明のほうだけさせていただきたいと思っております。

まず、歳入の欄なんですけれども、横に左側から順番に、款、項、予算現額、調定額、収入済額、前年度との比較、収納率、摘要と、昨年度と同様に調製させていただいております。

また、2枚めくっていただきますと、4ページから一般会計の歳出の欄になるんですけれども、こちらにつきましても昨年度と同様に調製をさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、順番に説明させていただきますので、1ページにお戻りいただきますよう、よろしく願いいたします。

令和4年度蟹江町一般会計、歳入から始めさせていただきます。

令和4年度蟹江町一般会計、歳入につきましては、1款町税、収入済額53億3,274万465円から、1枚はねていただいた3ページ、22款町債、収入済額5億7,660万円までで成り立っております。

歳入合計といたしましては、一番下の欄をご覧ください。

歳入合計、予算現額136億4,061万2,000円、収入済額、決算額ですが、132億9,105万8,438円でございます。前年度決算額との比較をいたしますと7億4,922万5,261円の減額でございます。

続きまして、1枚はねていただいて、4ページをお願いいたします。

歳出でございます。

一般会計の歳出につきましては、1款議会費、支出済額1億2,071万7,038円から5ページの11款予備費、支出済額ゼロ円までで成り立っております。

歳出の合計といたしましては、その下の欄をご覧ください。

予算現額136億4,061万2,000円、支出済額127億9,926万2,128円でございます。前年度決算額との比較としましては、6億1,210万5,905円の減額でございます。

それでは、次に、再び決算書の冊子のほうの336ページをお願いいたします。

令和4年度実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額132億9,105万8,438円、2、歳出総額127億9,926万2,128円、3、歳入歳出差引額4億9,179万6,310円でございます。

4の翌年度へ繰り越すべき財源につきましては、今年度はございませんでした。よって5、実質収支額につきましては、歳入歳出差引額と同額の4億9,179万6,310円でございます。

一般会計につきましては以上でございます。

決算書、1枚はねていただきまして、337ページをご覧ください。

認定第2号「令和4年度蟹江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度蟹江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和5年9月5日提出、蟹江町長、横江淳一。

決算内容につきましては、再び決算説明のほうの6ページ、7ページをご覧ください。

まず、6ページが歳入でございます。

令和4年度蟹江町国民健康保険事業特別会計の歳入につきましては、第1款国民健康保険税、収入済額7億3,418万5,012円から8款諸収入1,769万5,558円で成り立っております。

一番下の段、歳入合計をご覧ください。

歳入合計といたしましては、予算現額36億877万1,000円、収入済額32億6,246万6,915円でございます。前年度の決算額との比較としましては、2億849万6,612円の減額でございます。

続きまして、7ページ、歳出をご覧ください。

歳出につきましては、1款総務費、支出済額3,721万9,166円から8款予備費、支出済額ゼロ円までで成り立っております。

歳出合計といたしましては、予算現額36億877万1,000円、支出済額31億2,521万6,249円でございます。前年度との比較といたしましては、1億9,573万6,956円の減額でございます。

再び決算書のほうの366ページをお願いいたします。

国民健康保険事業特別会計の実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額32億6,246万6,915円、2、歳出総額31億2,521万6,249円、3、歳入歳出差引額でございますが1億3,725万666円でございます。翌年度に繰り越すべき財源はございませんでしたので、実質収支額も同額でございます。

国民健康保険事業特別会計につきましては以上でございます。

続きまして、蟹江町土地取得特別会計に移りますので、367ページをお願いいたします。

認定第3号「令和4年度蟹江町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について」。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度蟹江町土地取得特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和5年9月5日提出、蟹江町長、横江淳一。

説明につきましては、決算説明の資料、8ページ、9ページをお願いいたします。

8ページ、歳入でございます。

蟹江町土地取得特別会計、歳入につきましては、1款財産収入、収入済額1億58万5,507円から3款諸収入、収入済額354万9,792円までで成り立っております。

歳入合計といたしまして、予算現額2億5,316万9,000円、収入済額1億413万5,299円でございます。前年度との比較といたしましては、1億4,774万1,760円の減額でございます。

続きまして、9ページ、歳出をご覧ください。

歳出につきましては、1款土地取得費、支出済額354万9,792円から3款諸支出金、支出済額1億47万3,507円までで成り立っております。

歳出合計といたしましては、予算現額2億5,316万9,000円、支出済額1億413万5,299円でございます。前年度との比較をいたしますと、1億4,774万1,760円の減額でございます。

それでは、再び決算書の378ページをお願いいたします。

令和4年度実質収支に関する調書の土地取得特別会計の部分でございます。

1、歳入総額1億413万5,299円、2、歳出総額1億413万5,299円、歳入総額、歳出総額同額ですので、3、歳入歳出差引額はゼロ円でございます。翌年度に繰り越すべき財源もございませんので、実質収支額といたしましてもゼロ円でございます。

土地取得特別会計につきましては以上でございます。

1枚めくっていただきまして、決算書379ページをお願いいたします。

認定第4号「令和4年度蟹江町介護保険管理特別会計歳入歳出決算認定について」。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度蟹江町介護保険管理特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和5年9月5日提出、蟹江町長、横江淳一。

決算内容の説明につきましては、決算説明の10ページ、11ページをお願いいたします。

蟹江町介護保険管理特別会計歳入歳出決算説明、歳入につきましては、1款保険料、収入済額6億4,439万6,500円から9款諸収入、収入済額21万9,987円までで成り立っております。

歳入合計といたしまして、予算現額29億827万5,000円、収入済額28億5,058万3,005円でございます。前年度との比較としましては、1億3,933万301円の減額でございます。

続きまして、11ページ、歳出をご覧ください。

介護保険管理特別会計の歳出といたしましては、1款総務費、支出済額1億1,128万6,006円から6款予備費、支出済額ゼロ円までで成り立っております。

歳出の合計ですが、予算現額29億827万5,000円、支出済額27億468万5,688円です。前年度との比較といたしましては、1億4,556万4,456円の減額でございます。

以上でございます。

実質収支に関する調書といたしまして、決算書の410ページをお願いいたします。

1、歳入総額28億5,058万3,005円、2、歳出総額27億468万5,688円、3、歳入歳出差引額といたしましては1億4,589万7,317円でございます。4の翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、5、実質収支額は、歳入歳出差引額と同額の1億4,589万7,317円でございます。

介護保険管理特別会計につきましては以上でございます。

1枚めくっていただきまして、411ページをお願いいたします。

認定第5号「令和4年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出決算認定について」。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和5年9月5日提出、蟹江町長、横江淳一。

決算内容の説明につきましては、決算説明の12ページ、13ページをお願いいたします。

12ページ、歳入でございます。

歳入につきましては、第1款分担金及び負担金、収入済額ゼロ円から第5款諸収入、収入済額2万8,594円までで成り立っております。

歳入合計といたしましては、予算現額1,434万9,000円、収入済額1,430万8,162円でございます。前年度との比較といたしましては、5万8,546円の増でございます。

続きまして、13ページ、歳出をお願いいたします。

歳出につきましては、1款総務費、支出済額1,306万7,141円のみで成り立っております。

したがいまして、歳出合計につきましては、予算現額1,434万9,000円、支出済額1,360万7,141円でございます。前年度との比較といたしましては、97万544円の増でございます。

それでは、決算書の422ページをお願いいたします。

コミュニティ・プラント事業特別会計の令和4年度実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額1,430万8,162円、2、歳出総額1,360万7,141円、3、歳入歳出差引額70万1,021円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額も歳入歳出差引額と同額の70万1,021円でございます。

コミュニティ・プラント事業特別会計につきましては以上でございます。

決算書を1枚はねていただきまして、423ページをお願いいたします。

認定第6号「令和4年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和5年9月5日提出、蟹江町長、横江淳一。

決算内容の説明につきましては、決算説明の資料、14ページ、15ページをお願いいたします。

令和4年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計の歳入でございます。

歳入につきましては、1款後期高齢者医療保険料、収入済額4億5,415万4,910円から7款広域連合負担金精算金、収入済額1,369万9,391円までで成り立っております。

歳入合計といたしましては、予算現額9億4,401万円、収入済額の決算額としまして9億6,162万4,043円でございます。前年度との比較としまして、963万9,580円の増でございます。

15ページ、歳出をお願いいたします。

歳出につきましては、1款総務費、支出済額1,097万9,725円から4款予備費、支出済額ゼロ円までで成り立っております。

歳出合計といたしましては、予算現額9億4,401万円、支出済額9億3,564万152円でございます。前年度との比較といたしましては、672万3,943円の減額でございます。

それでは、決算書の438ページをお願いいたします。

令和4年度実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額9億6,162万4,043円、2、歳出総額9億3,564万152円、3、歳入歳出差引額2,598万3,891円でございます。4の翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、5、実質収支額は3の歳入歳出差引額と同額、2,598万3,891円でございます。

後期高齢者医療保険事業特別会計につきましては以上でございます。

なお、決算書439ページ以降の財産に関する調書につきましては説明を省略させていただきますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○上下水道部長 伊藤和光君

それでは、別冊、令和4年度蟹江町水道事業会計決算書を1枚おはねください。

ご提案申し上げます。

認定第7号「令和4年度蟹江町水道事業会計の利益処分及び決算認定について」。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和4年度蟹江町水道事業会計の利益処分及び決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和5年9月5日提出、蟹江町長、横江淳一。

3枚はねていただきまして、1ページ、2ページ目をご覧ください。

1、令和4年度蟹江町水道事業会計決算報告書でございます。

1、収益的収入及び支出でございます。

収入の部、区分、第1款水道事業収益は、第1項の営業収益から第3項の特別利益までで、当初予算額は7億6,289万1,000円、税込みの決算額は7億5,924万7,862円でございます。

次に、下欄の支出の部でございます。区分、第1款水道事業費用は、第1項の営業費用から第4項の予備費までで、当初予算額は7億4,042万9,000円、税込みの決算額は6億5,967万1,061円でございます。

欄外でございますが、収入の決算額から支出の決算額を差し引きまして、税込み収支差引額は9,957万6,801円でございます。

次に、3ページ、4ページをご覧ください。

2、資本的収入及び支出でございます。

収入の部、区分、第1款資本的収入は、第1項工事負担金と第2項固定資産売却代金で、当初予算額は6,263万8,000円、税込み決算額は5,449万7,600円でございます。

次に、下段の支出の部でございます。区分、第1款資本的支出は、第1項建設改良費から第3項予備費までで、当初予算額は4億6,759万6,000円、税込み決算額は4億3,725万6,885円でございます。

欄外でございますが、資本的収入額が資本的支出額に不足する額3億8,275万9,285円は、過年度分損益勘定留保資金561万4,033円、当年度分損益勘定留保資金1億274万4,476円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,549万1,200円、建設改良積立金2億3,890万9,576円で補てんさせていただきました。

次に、5ページ、6ページをご覧ください。

2、令和4年度蟹江町水道事業会計損益計算書でございます。

1の営業収益から6ページ、4の営業外費用までの損益を計算しますと、当年度純利益は6,377万7,596円となります。これに前年度繰越利益剰余金9万5,546円とその他の未処分利益剰余金変動額2億3,890万9,576円を加算しますと、当年度未処分利益剰余金は3億278万

2,718円となります。

次の7ページ、8ページはこの利益剰余金計算書がついておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

9ページをご覧ください。

4、令和4年度蟹江町水道事業会計剰余金処分計算書（案）でございます。

先ほどの当年度未処分利益剰余金3億278万2,718円のうち、6,380万円を建設改良積立金へ積み立て、2億3,890万9,576円を資本金へ組み入れさせていただきまして、議会の議決による処分額は3億270万9,576円でございます。処分後の残高7万3,142円が翌年度への繰越利益剰余金となります。

なお、10ページからの令和4年度蟹江町水道事業会計貸借対照表から第2附属明細書、第3決算附属書類並びに別に添付しておりますA3の両面の決算説明資料につきましては、説明を省略させていただきますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 水野智見君

それでは、時間が少し早いですが、暫時休憩とさせていただきます。

午後1時から再開としますので、お願いします。

それでは、暫時休憩とします。

(午前11時59分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時00分)

○会計管理者兼会計管理室長 森 実央君

それでは、ご提案申し上げます。

蟹江町下水道事業会計決算書のほうをご用意ください。

表紙を1枚めくっていただきますようお願いいたします。

認定第8号「令和4年度蟹江町下水道事業会計の利益処分及び決算認定について」。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和4年度蟹江町下水道事業会計の利益処分及び決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和5年9月5日提出、蟹江町長、横江淳一。

3枚はねていただきまして、1ページ、2ページ目をご覧ください。

こちらは令和4年度蟹江町下水道事業会計決算報告書でございます。

(1) 収益的収入及び支出。

収入の部、区分、第1款下水道事業収益は、第1項営業収益から第3項特別利益で成り立っております。

予算額合計は6億4,355万5,000円、税込みの決算額は6億4,085万6,315円でございます。
続きまして、下段の支出の部をご覧ください。

第1款下水道事業費用は、第1項営業費用から第4項予備費で成り立っております。
予算額5億9,774万1,000円、税込み決算額は5億4,938万7,192円でございます。

欄外をご覧ください。収入の決算額から支出の決算額を差し引いた金額、税込み収支差引額は9,146万9,123円でございます。

1枚めくっていただき、3ページ、4ページをご覧ください。

(2) 資本的収入及び支出でございます。

収入につきましては、第1款資本的収入、第1項企業債から第6項一般会計補助金で成り立っております。

予算額7億6,669万1,000円、税込み決算額は7億3,433万2,800円でございます。
続きまして、下段の支出をご覧ください。

支出につきましては、第1款資本的支出、第1項建設改良費から第3項予備費で成り立っております。

予算額は10億1,250万5,000円、税込み決算額は8億1,442万320円でございます。

欄外をご覧ください。資本的収入額が資本的支出額に不足する額8,008万7,520円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,807万9,828円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額442万3,440円及び引継金2,758万4,252円で補てんさせていただいております。

1枚おめくりいただき、5ページをご覧ください。

2、令和4年度蟹江町下水道事業会計損益計算書でございます。

1の営業収益から5の特別利益までの損益を計算しますと、表の下から4段目、当年度純利益が6,736万4,815円となります。これに前年度繰越利益剰余金6,050円を加えますと、当年度未処分利益剰余金は6,737万865円となります。

なお、この剰余金の内容につきましては、1枚おめくりいただきました7ページ、8ページの蟹江町下水道事業剰余金計算書でご確認いただけますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

もう1枚おめくりいただき、9ページをご覧ください。

4、令和4年度蟹江町下水道事業会計剰余金処分計算書(案)でございます。

先ほどの当年度未処分利益剰余金6,737万865円のうち、議会の議決による処分量といたしまして6,737万円を建設改良積立金への積み立てとし、残りの865円を翌年度の繰越利益剰余金といたしまして処分したいと思いますので、よろしく願いいたします。

なお、10ページからの下水道事業の貸借対照表、14ページ以降の第2附属明細書、32ページ以降の事業報告書につきましては、説明のほうを省略させていただきますので、後ほどお

目通しをいただきますようお願いいたします。

下水道事業会計につきましては、説明を以上で終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 水野智見君

ここで、西尾代表監査委員より審査意見を求めます。

西尾代表監査委員、ご登壇ください。

(代表監査委員登壇)

○代表監査委員 西尾重義君

ただいまご紹介にあずかりました、議会選出の伊藤俊一監査委員と共に蟹江町の監査委員を務めております代表監査委員の西尾重義といたします。よろしくお願いいたします。

議員の先生方の中に初めてお目にかかる方がいらっしゃいますので、ちょっと簡単に紹介させていただきます。

私は地元蟹江町出身で、税理士という仕事をして、職業的な観点から監査をしておりますけれども、この中で新しい議員の先生方がいらっしゃった中で、不思議なご縁で、加藤議員ですけれども、お母さんがたしか私の家内の同級生、舟入に住んでおりました時期もありまして、さらに、私の娘とたしか同じ産婦人科で生まれて、たしか誕生日が一緒だったと、久保田さんだと思いますけれども、そんな不思議なご縁で、そんな方が議員になられて、この新しい議員の皆様方から新しい新風が吹き込まれて、この蟹江町に対してどんどん新しく活性化されることを大いに期待しております。

つきましては、日頃、横江蟹江町長はじめ蟹江町町会議員の先生方、また蟹江町職員の皆様におかれましては、蟹江町の限られた予算の中で、蟹江町、蟹江町民のため多大なご尽力をいただきまして、ここに感謝申し上げます。

私、監査委員として1期4年目を迎え、いまだに終息が見えないコロナ禍において、仕事に家庭に新しい生活スタイルが確立される中で、今後も公正な監査を行う上で、皆様方のご指導、ご協力を引き続きお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

それでは、皆様、お手元の資料の令和4年度蟹江町決算審査意見書に従い、審査意見を述べたいと思います。

なお、本意見書の数値は、2ページ目の目次に表示数値以下切捨てを基本として記載されているので、決算書及び主要施策成果及び実績報告書の数値とは合致しない箇所があることをご承知ください。

それでは、ページをめくっていただきまして、1ページ目をご覧ください。

5蟹監発第17号。

令和5年8月24日、蟹江町長、横江淳一殿。

蟹江町監査委員、西尾重義。同じく蟹江町監査委員、伊藤俊一。

令和4年度蟹江町一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書の提出について。

地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定により、審査に付された令和4年度蟹江町一般会計及び特別会計歳入歳出決算及び証書類その他政令で定める書類並びに基金の運用状況を示す書類について審査した結果、その意見を次のとおり提出します。

恐れ入ります。3ページ目をご覧ください。

令和4年度蟹江町一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見。

第1、審査の対象。令和4年度蟹江町一般会計歳入歳出決算。同じく蟹江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算。同じく蟹江町土地取得特別会計歳入歳出決算。同じく蟹江町介護保険管理特別会計歳入歳出決算。同じく蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出決算。同じく蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算。同じく蟹江町土地開発基金運用状況。以上を審査の対象として行いました。

審査の期間といたしまして、令和5年6月30日から令和5年7月14日まで行いました。

第3に、審査の方法といたしましては、審査に付されました各会計の歳入歳出決算書及び附属明細書類並びに関係帳簿等を調査し、出納検査等を活用して計数の正否及び予算の執行状況等について審査しました。なお、内容の審査に当たっては、必要に応じ所属職員の説明を求め、審査の参考にいたしました。

審査の結果といたしまして、審査に付された各会計歳入歳出決算等は、いずれも関係法令に準拠して調製されており、その計数は正確であり、予算の執行及び財産運営もおおむね適正に行われているものと認められた。

また、基金運用状況は、計数は正確であり、設置の目的に従って適正に運用管理されているものと認められた。

続きまして、4ページをご覧ください。

第5として、審査の概要としまして、1、総括、各会計間における一般会計及び特別会計予算総額は213億6,918万6,000円、前年度比3.3%減となっております。これに対して決算額は、歳入総額204億8,417万5,000円、歳出総額といたしまして196億8,254万6,000円、歳入歳出差引額といたしまして8億162万9,000円、翌年度の繰越財源充当額はございません。実質収支額は差額としまして8億162万9,000円でございます。

続きまして、一般会計、特別会計の内訳は下段に書いてありますように、決算総額は先ほど述べましたように204億8,417万5,000円。内訳といたしまして、一般会計決算額が132億9,105万8,000円、特別会計の決算額といたしまして71億9,311万7,000円。歳出は決算総額といたしまして、先ほど述べましたように196億8,254万6,000円。その内訳としまして、一般会計の歳出としましては127億9,926万2,000円、特別会計の決算額といたしました歳出額としては68億8,328万4,000円、歳入歳出の差引額といたしまして、決算総額は8億162万9,000

円。内訳といたしまして、一般会計は4億9,179万6,000円、特別会計といたしまして3億983万3,000円となります。

昨年度との比較は下段の表に書いてありますとおりでございます。いずれも歳入歳出も前年度に対して増減としては減少しております。

続きまして、一般会計といたしまして、歳入歳出決算額は、歳入総額132億9,105万8,000円、予算額に対する収入率としては97.4%になっております。歳出総額は127億9,926万2,000円、予算額に対する執行率といたしましては93.8%となっております。差引額といたしまして4億9,179万6,000円となり、繰越財源の充当額はございません。実質収支額も差引額と同じ4億9,179万6,000円となっております。

これらの決算状況を前年度と比較すると、次のとおり下段の表になっておりますから、ご参考にお目通しをお願いいたします。

一般会計の歳入歳出の決算状況は以下のとおりになっておりますので、お目通しをください。

次に、特別会計につきましては17ページ以降となっておりますので、17ページをご覧くださいと思います。よろしいでしょうか。

3、特別会計。

特別会計は、国民健康保険事業特別会計をはじめ5会計であると。これら特別会計における歳入歳出決算額は、予算現額77億2,857万4,000円、歳入総額といたしまして71億9,311万7,000円、歳出総額といたしまして68億8,328万4,000円、歳入歳出の差引額といたしまして3億983万3,000円、繰越財源充当額はございません。そうしますと、実質収支額は差引額と同じく3億983万3,000円でございます。

各事業会計別の決算状況は次ページ以降に記載されておりますので、お目通しのほうをよろしくをお願いいたします。

最後に、むすびといたしまして、23ページをご覧くださいと思います。

7、むすび。

令和4年度蟹江町一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況を表す書類について審査した結果、いずれも関係法令及び議会の議決の趣旨に沿い、おおむね適正に執行されており、その内容は適正であると認められる。

令和4年度一般会計と特別会計の総額は、歳入204億8,417万5,000円、歳出196億8,254万6,000円で、前年度に比べまして歳入が12億3,509万5,000円、約5.7%減少しております。歳出につきましては11億690万2,000円、約5.3%減少しております。歳入歳出差引額は8億162万9,000円となり、その中でも行政の基盤をなす一般会計の実質収支額は4億9,179万6,000円の黒字であります。

財政状況を示す財政力指数は0.84で、昨年度に比べまして0.03ポイントの減となっております。

ます。経常収支比率91.0%、実質公債費比率4.7%など健全財政を堅持しているものと認められます。

また、主要な財源でもある町税の収入未済額は7,340万2,000円となり、昨年度に比べまして260万7,000円増加しております。国民健康保険税の収入未済額は9,222万円で、前年度に比べまして61万5,000円減少しております。滞納整理事務も順調に行われており、今後も引き続き税の徴収の公平性を保つためにも、税の徴収を適正に行うことを望むものであります。

町債の決算額につきましても5億7,660万円、昨年度に対して57.5%と減少しております。諸施策等の遂行に必要な財源として適正に使われているものと思われま

す。歳出につきましては、ワクチン接種事業による新型コロナウイルス感染症対策をはじめ、子育て世帯臨時特別支援事業やプレミアム商品券発行支援事業など、物価の高騰から町民生活を守り、地域経済の発展、地域経済活性化を下支えするための諸施策を実行し、観光交流センターの駐車場整備事業、南駅前線整備事業、新市街地整備事業等の事業を行い、町民の生活環境をより良いものにするために事業を行っております。

今後につきましてもこれらの事業効果の検証を進め、次の事業につなげてほしいものです。

また、国では働き方改革を進めており、職員の健康管理の面においても時間外勤務や有給休暇の管理を適正に行うよう、職場環境の配慮に努めていただきたいと思います。

また、最後に、今後の行政サービスをより良いものにするためにも、適正な予算配分を行い、それを執行するとともに、スピード感のある行政サービスを行うためにも、柔軟な組織改革をお願いしたいと思います。

そして、続きまして、蟹江町公営企業会計に移りたいと思います。

24ページをご覧ください。

5蟹監発第18号。

令和5年8月24日、蟹江町長、横江淳一殿。

蟹江町監査委員、西尾重義。蟹江町監査委員、伊藤俊一。

令和4年度蟹江町公営企業会計決算審査意見書の提出について。

地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された令和4年度蟹江町公営企業会計（水道事業会計及び下水道事業会計）の決算及び証書類その他関係書類を審査した結果、その意見を次のとおり提出します。

次ページをご覧ください。

注書きでございますように、この決算審査意見書の数値につきましても、金額、パーセント、構成率は除きますけれども、及び立法メートルの数値につきましては、表示数値以下切り捨てを基本にして記載しておりますので、決算額の数値と合致しない箇所がございますので、一応お見知りおきください。

それでは、意見書の26ページをご覧ください。

令和4年度蟹江町公営企業会計決算審査意見。

第1、審査の対象、1、令和4年度蟹江町水道事業会計決算、同じく2、令和4年度蟹江町下水道事業会計決算。

審査の期日といたしまして、令和5年6月30日。

審査の方法にあたりましては、決算関係書類が地方公営企業法等関係法令に準拠して作成されているかを審査するとともに、事業経営が公共の福祉及び企業の経済性の基本原則に沿って運営されているかに着眼し、審査しました。また、決算関係書類と関係諸帳簿及び証書類を照合するとともに、関係職員に説明を求め、審査いたしました。

審査の結果といたしまして、審査に付された決算書類及び附属明細書並びに決算附属書類は関係法令に準拠して作成されており、その計数は正確であると思われまます。また、経営成績及び財政状況について適正に表示しているものと認められました。

また、水道事業会計の審査概要につきましては、次ページの27ページから38ページまでとなっておりますので、お目通しのほうをお願いいたします。

次に、むすびといたしまして、39ページをご覧くださいと思います。

6、むすび。

以上、令和4年度の水道事業会計決算について審査の概要を述べてきたが、建設改良事業では、計画的に配水管布設工事及び幹線配水管の耐震化並びに老朽管布設替工事が施工され、安心・安全な水道水の供給が行われています。また、漏水調査等を通じて、本年度の有収率86.5%、昨年度に対しまして0.3ポイントの増加でございます。前年度よりは改善されております。

また、経営成績におきましても、収益的収支では、水道事業収益は7億5,924万7,000円、税込みでございますけれども、前年度に比べまして514万8,000円、0.6%の減収に対し、水道事業費用は6億5,967万1,000円、税込みで、昨年度に比べまして228万5,000円、0.3%の増加となっております。

経常収支といたしまして9,957万6,000円の純利益となり、昨年度の1億700万9,000円から減益となっております。その原因といたしまして、水道料金、過年度分も含んでおりますけれども、6億8,656万円が、前年度に比べまして1,420万1,000円、2.0%の減収となったことが主な原因と考えられますけれども、これにつきましては、ペットボトルやウォーターサーバーによる飲料水、節水機能を高めた水栓機器の普及等が挙げられております。

水道料金の収納率につきましても86.2%で、昨年度より0.2ポイントの減となりました。また、公平性を確保するためにも、未納者に対して電話催告やコンビニ収納等のきめ細やかな対策を取り、早期の支払いの勧奨と収納に努められ、さらなる収納率の向上に最善を尽くされたい。

資本的収支では3億8,275万9,000円の不足となっており、不足額は前年度資本的収支不足

額3億593万円と比べると7,682万9,000円、25.1%増加しています。

不足額については、過年度分損益勘定留保資金561万4,000円、当年度分損益勘定留保資金1億274万4,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,549万1,000円、建設改良積立金2億3,890万9,000円をもって補てんされております。

財政状況につきましても、資産総額は48億3,325万5,000円で、前年度に比べまして7,056万8,000円、1.4%の増加となっており、負債総額は12億7,317万7,000円で、前年度に対して679万1,000円、約0.5%の増加となっており、資本総額は35億6,007万7,000円で、昨年度に比べまして6,377万7,000円、1.8%の増加となっており、おおむね良好であります。

最後に、他の市町村の中には、最近の水道事業の収入の減少等による先細りによる水道料金の値上げを検討している市町村もございますが、水道事業の公共性に鑑み、さらなる効率的な運営と経費節減など企業努力による経営を行い、安心・安全な水道の供給という町民の期待に応えられるよう切望するものであります。

続きまして、下水道事業会計に移ります。

40ページをご覧ください。

下水道事業の審査概要につきましては、40ページから51ページの間で記載されておりますから、お目通しのほうをよろしくお願いいたしたいと思っております。

次に、むすびとして、52ページをご覧ください。

6、むすび。

以上、令和4年度の下水道事業会計決算について審査の概要を述べてきたが、建設改良事業では、下水道管きょ布設工事、公共柵設置及び取付管布設工事、舗装復旧工事の施工により、下水道施設の整備拡大が図られている。

経営成績については、収益的収支によると、下水道事業収益6億4,085万6,000円、税込みでございますけれども、に対して、下水道事業費用は5億4,938万7,000円となっており、収支差額として9,146万9,000円の黒字となっております。黒字となっておりますが、営業外収益の国庫補助金790万円、他会計補助金2億4,909万6,000円等の補てんがなければ2億4,733万6,000円の赤字となっていることを認識し、事業を行ってほしいと思っております。

資本的収支においても、資本的収入7億3,433万2,000円に対し、資本的支出8億1,442万円を控除しますと、8,008万7,000円の不足額が生じ、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,807万9,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額442万3,000円、引継金2,758万4,000円で補てんされております。

財政状況におきましても、資産総額は131億505万6,000円で、負債総額123億679万3,000円を控除しますと、資本総額は7億9,826万3,000円となり、昨年度に比べまして6,736万5,000円の増加となっております。おおむね良好であると言えますが、あくまでも現状が補助金頼みのため、より一層の効率的な事業経営を行うことが望まれます。

続きまして、有収率は90.6%と、昨年度に比較しまして0.5ポイントの増となり、下水道使用料の収納率は84.1%で、前年度に比較しまして0.5ポイントの減となっております。未納者に対して電話催告や収納方法の拡充を進め、収納率の向上に最善を尽くしてもらいたいと思います。

下水道事業の料金体系が水道収入に連動するため、水道料金の増減に影響を受けやすいということはございますが、本年度末の下水道事業の普及率も66.9%、水洗化率は68.2%となっており、普及率の増加を進めることによって下水道事業の収入の増加につなげていただきたいと思います。

最後に、下水道事業の公共性に鑑み、さらなる効率的な事業経営を行って、町民の期待に応えられるように切望するものでございます。

以上をもちまして、蟹江町公営企業会計の審査意見といたします。

続きまして、財政健全化判断比率及び資金不足比率に移りたいと思います。

53ページをご覧ください。

5 蟹監発第19号。

令和5年8月24日、蟹江町長、横江淳一殿。

蟹江町監査委員、西尾重義。蟹江町監査委員、伊藤俊一。

令和4年度蟹江町財政健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書の提出について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された令和4年度蟹江町財政健全化判断比率及び資金不足比率並びにその基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、その意見を次のとおり提出いたします。

それでは、55ページをご覧ください。

令和4年度蟹江町財政健全化判断比率及び資金不足比率審査意見。

審査の対象。

1、健全化判断比率。令和4年度実質赤字比率、同じく令和4年度連結実質赤字比率、同じく令和4年度実質公債費比率、同じく令和4年度将来負担比率。

2、資金不足比率といたしまして、1、令和4年度蟹江町水道事業会計資金不足比率、2、令和4年度蟹江町下水道事業会計資金不足比率。

審査の期日といたしまして、令和5年7月28日。

審査の方法といたしまして、蟹江町長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づいて作成されているかを確認し、かつ、これらの書類が令和4年度の財政状況を適正に表示しているか否かを検証するため、提出された資料と照合するとともに、併せて関係職員からの説明を聴取した上で審査を実施いたしました。

第4、審査の結果といたしまして、審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並び

にその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、かつ、その計数は正確であり、財政状況及び経営状況を適正に表示していると認められた。

次のページをご覧くださいと思います。56ページです。

具体的に、財政健全化審査意見といたしまして、1、健全化判断比率、(1)実質赤字比率。一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率でございます。

基準といたしまして、ア、早期健全化基準は4年度は13.77%、昨年度は13.73%でございます。財政再生基準といたしまして、4年度は20%、3年度も同じく20%でございます。

指標として、実質赤字比率は、当町におきましては4年度、3年度は実質赤字比率はございませんものですから、このような表示になっております。

指標の算出方法につきましても、ウに書いてございますように、一般会計等の実質赤字額を標準財政規模で割って、それに対して100を掛けたものとして指標を出しております。

一般会計の実質赤字額というのは、下に書いてございますように、一般会計の実質赤字額に一般会計等に属する特別会計実質赤字額をプラスしたものの分子をといたしまして、標準財政規模は下に書いてございますように、標準税収入等プラス普通交付税額プラス臨時財政対策債発行可能額を分母として、上記のとおり計算しております。

エ、判断といたしまして、一般会計等実質収支額は、当町におきましては4億9,249万7,000円の黒字でありまして、4年度も実質赤字比率は計上されておられません。

(2)といたしまして、連結実質赤字比率。全会計を対象とした実質赤字でございます。

また、資金の不足額の標準財政規模に対する比率ですけれども、ア、基準といたしまして、4年度は早期健全化基準といたしまして18.77%、3年度は18.73%ございました。財政再生基準といたしまして、4年度、3年度ともに30%が基準となっております。

指標といたしまして、連結実質赤字比率が計上されておられませんから、次のような表示になっております。

指標の算出方法につきましては、ウに書いてありますように、標準財政規模を分母といたしまして、連結実質赤字額を分子として、それに対して100を掛けて算出しております。

判断といたしまして、連結実質収支額は26億9,968万1,000円の黒字でありまして、令和4年度も連結実質赤字比率は計上されておられません。

3、実質公債費比率(一般会計が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率)でございます。

基準といたしまして、令和4年度早期健全化基準は25%、3年度も同じく25%でございます。財政再生基準の基準といたしまして、4年度、3年度ともに35%と変わりはございません。

指標といたしまして、蟹江町、当町におきまして実質公債費比率は、4年度は4.7%、3

年度は4.1%、若干増加しております。

指標の算出方法といたしまして、これは3か年平均で出しております。町債の元利償還金に準元利償還金を足したもののから、マイナスする財源といたしまして特定財源、元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額がマイナス項目として挙げられております。それを分子といたしまして、分母のほうは、標準財政規模から元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額を引いたものを分母といたしまして計算しております。

判断といたしまして、実質公債費比率は、イの指標のとおり4.7%で、早期健全化基準の25%を下回っております。したがって健全な状況にあると言えます。

続きまして、58ページをご覧ください。

(4) 将来負担比率（一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率）でございます。

基準といたしまして、早期健全化基準は4年度、3年度ともに350%でございます。

指標といたしまして、当町は4年度は57.9%が将来負担比率でございます。3年度は56.6%、若干増加しております。

指標の算出方法につきましては、こちらに書いてございますように、標準財政規模から、先ほど申し上げましたように元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額を引いたものを分母といたしまして、分子としまして、将来負担額からマイナス項目として充当可能基金額、特定財源見込額、地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額をマイナスして分子といたしています。

判断といたしまして、将来負担比率は57.9%で、アの早期健全化基準の350%を大幅に下回っており、健全な状況にあると言えます。

2、意見といたしまして、本町の一般会計等における財政健全化判断比率は、前記のとおり、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率のいずれの項目においても早期健全化基準を満たしており、健全な状況であると認められるものである。

続きまして、次ページ、59ページの経営健全化審査意見を述べたいと思います。

1、資金不足比率。企業会計ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率でございます。

基準といたしましては、経営健全化基準といたしまして、令和4年度、3年度ともに20%でございます。

指標といたしまして、水道事業会計、下水道事業会計も基準を満たしているということで、このような表示になっております。

算出方法につきましては、3番に書いてございますように、資金の不足額を事業の規模で割って計算しております。

資金の不足額の具体的なものとしまして、流動負債、それから建設改良費等に充てられる企業債等を引いて、建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした町債の現在高を

足して、さらに流動資産を引いて、マイナス項目としても一つ、解消可能資金不足額をマイナスして資金の不足額を算出しております。

事業の規模の計算の仕方としまして、営業収益の額から受託工事収益の額を引いたもので事業の規模を判断しております。

(4) 判断といたしまして、本町、蟹江町における地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条に該当する公営企業につきましては前記のとおりであり、これらの事業会計による資金不足額はないので、資金不足比率はイの指標のとおり、水道事業会計及び下水道事業会計いずれも計上されないこととなります。

意見といたしまして、本町の公営企業における経営状況は、いずれの事業会計におきましても流動資産が流動負債を上回っており、資金不足比率も経営健全化基準を満たしており、健全な状況であると認められるものであります。

以上をもちまして、審査意見等の説明を終わりたいと思います。

最後に、歳入における構成比によりますと、補助金等の依存財源がここ数年減少しております。そうしますことにより、自主財源に対する比率が高まっており、将来の税収不足が予測されるために、新たな財源確保が必要とされると考えられます。

支出におきましても、全ての事業計画に基づいて収支予測を行い、公共性もあるものから単純に収支計算だけで計れるものではございませんけれども、将来の負担を計る上ではこの収支計画をやることは非常に大事なことだと思っております。そうしたことを行いまして、できるだけ将来の負担の軽減を図ることにより、予算の適正な配分により、事業効果を最大限上げるための努力を期待しております。

以上で私の意見とさせていただきます。長いことありがとうございました。

(代表監査委員降壇)

○議長 水野智見君

どうもありがとうございました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第8号までの8案件は、来る9月20日、21日の両日にかけて審査をお願いすることにし、一括精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって認定第1号から認定第8号までの8案件は、9月20日、21日の両日に審査することに決定されました。

ここで、西尾代表監査委員から退席の申し出がありましたので、これを許可させていただきます。

また、保険医療課長、会計管理者、介護支援課長の退席と、総務部次長兼税務課長、消防

本部総務課長の入場を許可いたします。

暫時休憩します。

(午後 1 時56分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1 時58分)

○議長 水野智見君

お諮りします。

精読になっていました同意第14号「蟹江町教育委員会委員の任命について」、同意第15号「蟹江町固定資産評価員の選任について」及び議案第36号「小型動力ポンプ付積載車購入契約の締結について」の3案件をこの際日程に追加し、議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって3案件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

○議長 水野智見君

追加日程第30 同意第14号「蟹江町教育委員会委員の任命について」を議題とします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

○6番 板倉浩幸君

ちょっと最後に一点だけ確認させてください。

今回、最初にちょっと聞いて、職業のNPO法人は問題ないよと。一点ちょっと気になるのが、都市計画の審議会委員にもなっていますよね。これは教育委員として兼任というのかな、その辺は大丈夫なんですか。ちょっとお願いします。

○教育部次長兼教育課長 館林久美君

そちらにつきましても確認をさせていただいております。兼務につきましても支障がないというところ確認取れておりますので、よろしく願いいたします。

○6番 板倉浩幸君

そうすると、特に教育委員は結構兼職が規定があって、その辺で、そうするとどんな、僕ら議員はなれないんだけど、あと町長もなれないのかな。その辺の兼職の関係は、分かったらいいんですけど、どういうのが対象になっているのか、ちょっと改めてお願いします。

○教育部次長兼教育課長 館林久美君

兼職の禁止といたしましては、地方公共団体の議会の議員の皆様、あと公共団体の長とされている方、あと、執行機関として置かれている委員会の委員と、あとは地方公共団体の常

勤の職員というところで把握しております。

以上です。

○6番 板倉浩幸君

だから、その委員会の委員は執行機関にはならないのか。そういうことで兼任は大丈夫ということなんですね。確認だけお願いします。

○教育部次長兼教育課長 館林久美君

そのあたりのところも少し不安がありましたので、執行機関であるかどうか、都市計画審議会のほうが執行機関に値するのかどうかということも県のほうに確認させていただきましたところ、該当にはならないというところでしたので、今回任命をさせていただいているところでございます。よろしく願いいたします。

○議長 水野智見君

他に質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論はないようですので、討論を終結します。

これより同意第14号を採決します。

お諮りします。

同意第14号を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって同意第14号は原案のとおり同意されました。

○議長 水野智見君

追加日程第31 同意第15号「蟹江町固定資産評価員の選任について」を議題とします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより同意第15号を採決します。

お諮りします。

同意第15号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって同意第15号は原案のとおり同意されました。

○議長 水野智見君

追加日程第32 議案第36号「小型動力ポンプ付積載車購入契約の締結について」を議題とします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

○6番 板倉浩幸君

6番 板倉です。

今回、先ほど全員協議会でいろいろ聞いて、昨年聞いて、令和8年までもう一回更新あるよと。同じ小型ポンプだったっけ。今後の、前にも聞いたんだけど、やはり今後の予定、この先消防署のほうもどんな感じで更新していくのか、再度ちょっとお願いしたいなと思うんですけども。

○消防長 高塚克己君

それでは、板倉議員のご質疑にお答えします。

消防団のポンプの更新の予定ということでございます。これに関しましては、消防団の小型ポンプの更新年数、18年間で更新ということでございます。議員言われたとおり、令和8年に本町北分団の車両の更新を予定しております。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

令和8年で、それ以降もちょっと分かる範囲で、後でもいいですので、今後消防署も含めたものをちょっとお願いします。口頭で言えますか。

○消防長 高塚克己君

消防団の積載車の予定でございます。これにつきましては、令和9年が学戸北分団、令和10年が学戸南分団、令和11年が新蟹江西分団という予定となっております。

消防車両につきましては、来年度に資材搬送車、クレーン付きのトラックの更新の予定をしております。

以上でございます。

○議長 水野智見君

他に質疑はありませんか。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第36号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって議案第36号は原案のとおり可決されました。

○議長 水野智見君

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会とします。

(午後2時06分)